

日・チェコ社会保障協定

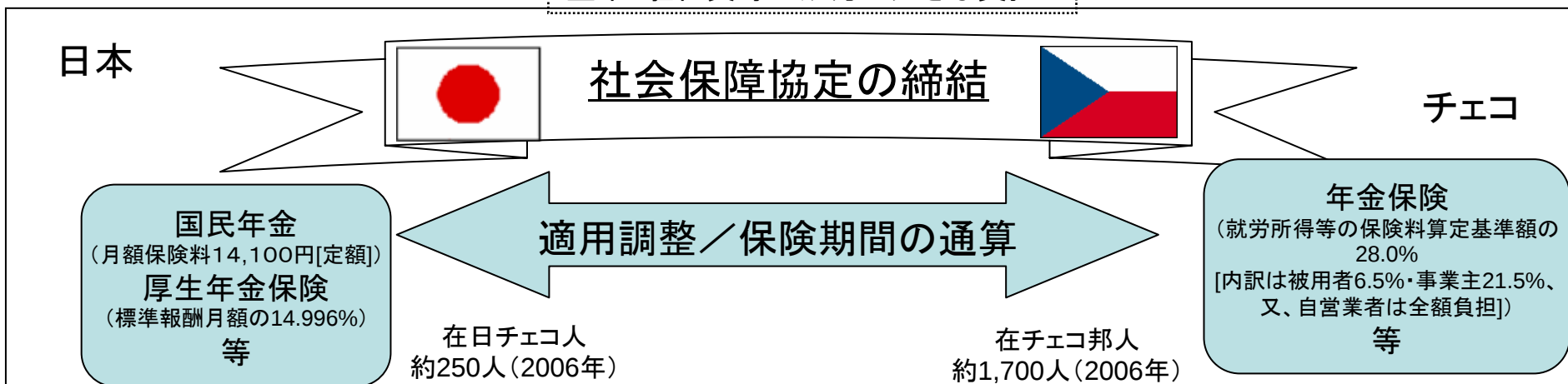
現 状

●現在、日・チェコ間で一時的に派遣される駐在員等は、日・チェコ両国の年金・医療保険制度への加入が義務付けられている。このため、次の問題が生じている。

①両国への社会保険料の支払い。→**二重加入の問題**

②派遣期間が短いため年金の受給に必要な期間を満たせず、年金を受給できないケースあり。→**保険料掛け捨ての問題**

企業・駐在員等の双方に大きな負担



●原則として就労地国の年金制度及び医療保険制度にのみ強制加入することとする。派遣期間が5年以内の駐在員等は派遣元国の年金制度及び医療保険制度にのみ強制加入することを基本とする。→**二重加入の問題の解消**

●両国での保険期間を通算して、それぞれの国における年金の受給権を確立する。→**保険料掛け捨ての問題の解消**

企業・駐在員等の双方の負担の軽減 → 両国の間の人的交流及び経済交流の一層の促進

(参考) ☆社会保障協定締結済みの国 独、英国、韓国、米国、ベルギー、仏、加
☆署名済みの国(締結に向けて準備中) 豪州
☆交渉中・当局間協議中の国 伊、スペイン